

## あづみのパークコミュニティ会議規約

### (目的)

第1条 本会は、国営アルプスあづみの公園堀金穂高地区、県営烏川溪谷緑地、及び安曇野市内で行われる地域の活性化に資する事業の情報交換と、コミュニティ（共同体）の形成を図ることを目的とする。

### (事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の活性化に資する情報の提供に関すること
- (2) (1)の情報提供を踏まえ、両公園との連携可能な事業に係わる意見交換に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要なこと。

### (組織)

第3条 本会は、第1条の目的に賛同する団体をもって組織し、随時加入することができる。

### (役員)

第4条 本会に会長及び副会長各1名を置き、会員の互選により定める。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 4 役員任期は3年とし、再任は妨げない。

### (会議)

第5条 本会は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を要請し、助言、中立な立場での調整等を求めることができる。

### (庶務)

第6条 会議の事務局は、安曇野市都市建設部都市計画課において担当する。

### (委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は、平成27年3月12日から施行する。